

決めなければならないこと（入力・提出用）

【資料2－6】

提出期限：6月30日（火）17時 提出方法：事務局へメール（異議が一つも無い会派は提出不要）

（2）その他の審査の仕組みについて

会派名：

項目	審査の流れ	異議の有無	（有の場合のみ）修正案
1	審査の請求（提出先は議長）		
2	議会運営委員会にて要件審査（満たさない場合は却下）		
3	審査の主体が審査開始	—	
	① 弁明の機会付与		
	② 事情聴取／資料提出要求／その他必要な調査		
	③ 専門家への意見聴取		
4	審査の結果と講ずべき措置を議長へ報告（審査開始から120日以内）		
5	議長による対応		
	① 対象議員に再弁明の機会を付与		
	② 結果（あれば再弁明書の趣旨）の公表		
	③ 講ずべき措置が実施されるよう配慮		
	④ （措置を講じた場合）公表		
6	その他	—	
	① 審査中に対象議員が失職した場合は審査終了・却下		
	② 措置を講じようとしたときに議員が失職していた場合は、講じない。		
	③ 議長が審査対象となったときは、副議長が議長の職務を代理。議長・副議長がともに審査対象となったときは、議長の職務を仮議長が代理。 （地方自治法106条2項・107条の規定を準用）		

(3) 政治倫理基準(3条)の内容

会派名：

号	審査の流れ	異議の有無	(有の場合のみ) 修正案
(1)	市民全体の代表者として、品位及び名誉を損なう行為により市民の議会に対する信頼を損ねないこと。		
(2)	議員の地位を利用して、公正を害する金品の授受を行わないこと。		
(3)	本市若しくは本市から当該権限を委任されたものが行う許可等の処分若しくは行政指導又は本市（本市の出資法人（大和市自治基本条例（平成16年大和市条例第16号）第25条に規定する法人をいう。）を含む。次号及び第5号において同じ。）が締結する請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。		
(4)	本市の職員の公正な職務執行を妨げ、本市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使することを求める働きかけをしないこと。		
(5)	本市の職員の採用、昇任、配置換えその他人事管理に対して、議員の地位による影響力を行使しないこと。		
(6)	政治的若しくは道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受け、又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項に規定する資金管理団体及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項に規定する後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。		

号	審査の流れ	異議の有無	(有の場合のみ) 修正案
(7)	議会内での地位又は議員としての地位を利用して、何人に対してもハラスメントその他人権を侵害し、又は人権を侵害するおそれのある言動をとらないこと。		
(8)	発言又は情報発信（ウェブサイト等への意見の掲載を含む。次号において同じ。）をする場合は、他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為（第三者をしてこれらの行為をさせることを含む。）をしないこと。		
(9)	発言又は情報発信をする場合は、事実に基づいた正確な情報提供を励行するものとし、事実と異なり、又は社会通念上適切でない情報の流布を避けるよう配慮すること。		
(10)	職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないこと。		
(11)	互いの活動の尊重及び円滑な議会運営の観点から、定刻遵守を旨とし、やむをえず本会議又は委員会に遅刻し、又は欠席する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条の規定に基づき議会が定める会議規則その他議会が定める規律に従い届出を行うこと。		
(12)	本会議、委員会その他市議会において議長又は議長から特に権限を与えられた議員が開催する会議において電子計算機を使用する場合は、議長が別に定める基準に従うこと。		